

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	21年11月17日～22年5月26日
評価調査者番号	① H16-a001
	② H17-b007
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： 愛鷹保育園 (施設名)	種別： 保育所
代表者氏名： 浅沼 寿美 (管理者)	開設年月日 S.24 年 4月 1日
設置主体： 社会福祉法人 鷹の羽会 経営主体： 社会福祉法人 鷹の羽会	定員 120名 (利用人数) 130名
所在地： 〒 410-0303 静岡県沼津市西椎路608	
連絡先電話番号： 055-968-2500	FAX番号 055-968-2501
ホームページアドレス	http://triton.dataeast.jp/~ashitaka/

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事		
乳児保育 延長保育 障害児保育 病後児保育	入園・進級式、親子遠足、誕生会、避難訓練、苗さし、保育参観、七夕、お泊り保育、お月見、老人ホーム訪問、運動会、芋掘り、収穫祭、発表会、お別れ遠足、豆まき、子育て講座、餅つき、雛祭り、お別れ会、卒園式、		
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要		
保育室 6	多目的室3、給食室、保健室、職員室、休憩室、ベランダ、テラス、プール、園庭面積 469,85 m ² 鉄棒等遊具		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1	調理員	2
保育士	17		
看護師	1		
栄養士	2		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

- ・子どもの育ち（出産から思春期まで）を支援する一貫性、継続性のある保育を目指し、「聴く力、話す力、待つ力、を育てよう」を保育のねらいとして、乳幼児の園での集団生活のメリットデメリットを検証し幼い子供たちの目に見えないストレスに着目した「布おむつ」「素足・裸足」など4つのこだわり子育てを日々実践しています。
- ・管理者は常に「子ども」「保護者」「保育者」の三者の視点からバランスに考慮した保育に指導力を発揮しています。
- ・20年にもおよび“おむつ”に関する研究を続け、本年度は「園と家庭でのおむつはづしの時間的差異」について検証を行っているなど適切なサービスの実施に向け取り組んでいます。
- ・利用者の安全管理に対する意識が高く、事故・災害に備えたマニュアルや食中毒や感染症に対するマニュアルを整備し、適切に実施しています。
- ・給食材料と、その調理後の給食サンプルを展示して、子どもの関心を促したり、栄養士・看護師と連携し子どもの体調を考慮したメニューを用意するなど食育に配慮しています。

◆ 特に改善を求められる点

- ・組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示し、職員一人ひとりについて基本姿勢に沿った教育・研修計画の策定が求められます。
- ・実際にはサービスを実施しているものの、記録やマニュアルに不備な場面が見られます。今後、職員で話し合いの場を持ち、組織としての対応方法を定めたマニュアル整備等への取り組みが求められます。
- ・現在の保育サービスを正しく評価するために、組織として定期的に評価を行う体制整備が求められます。
- ・サービス実施計画の策定にあたり、必要な情報の伝達方法、地域を含めた福祉ニーズの把握方法、策定メンバー、見直し方法等の手順の定めが求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

この無邪気な保育園の子どもたちは将来、自ら子育てができる親になれるだろうか？そんな疑問に思わずドキッと、もしやこの子たちは将来、子育ての苦手な親になってしまわないかと不安になり、保育の当事者としてはなんとも複雑な思いです。

“すべての子どもは適切な環境の下、その親に育てられる権利を有す”（世界子ども憲章） “子供たちの最善の利益…”（児童福祉法）と謳われつつも、子育て支援なる錦の御旗の下、今や「保活」なる新語さえ登場し、子育ての社会化、即ち保育園育ちが一段と市民権を得てきている現状です。

だからこそ、大人（親・保育士）にとって都合の良いイコール良い子（良い保育園？）が、この幼い保育園っ子たちの近未来の学校生活やその先の思春期

において、様々な問題（不登校、学習障害、いじめ、ひきこもり…）を引き起こす事のないよう、良い子の息切れにも充分警戒した保育でありたい。
 子育ては文化、文化には評価もマニュアルも決して馴染まない事も肝に銘じ、保育の二面「預かる」「育てる」のバランス良い保育保障を今後も愚直に追求したいと願っています。

4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ	
1 理念・基本方針	<ul style="list-style-type: none"> *理念、基本方針は明文化しホームページにも記載している。 *年度始めの職員会議で職員全員に周知されている。保護者には入園式で配布し、説明している。
2 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> *法人としてのビジョン・計画があり、理事会・職員会議などで話し合わせ、年度ごと事業に反映してきており、新しいセンター設置の実現に向け取り組んでいる。
3 管理者の責任とリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> *管理者は「保育所長専門講座」「保育活動専門員」等の研修に積極的に参加し、子育てを長いスパンで捉え、保育に意欲をそそぎ、自らの責任を明確にしている。 *“保育することされること”を常に意識し、研修に努めている。
評価対象Ⅱ	
1 経営状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> *市内保育園の園児状況を統計し、一覧表で入園児の動向予測を実施し、職員計画や勤務体制づくりに生かしている。この統計表は沼津市内保育園でも利用するようリーダー役を呈している。
2 人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> *職制・職務分掌を明確にし、全職員に周知している。 *職員就業状況や意向調査を把握する取り組みを実施し常時1名配置基準より増で運営をしている。
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> *事故・災害に備えてのマニュアルや発生した事故の把握記録など新学期初めに職員に周知、研修している。 *調理・水回り、食中毒・感染症などについて、看護師・栄養士で徹底したマニュアルを作成し全職員で周知して研修も実施している。
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> *未就園児への対応週1回実施、広報誌も出している。 *地域の老人クラブとの交流があり、散歩中でも園児に声をかけてくれ挨拶を交わすなど、日常的な関係作りにつなげている。 *おしゃべりBOXを設置している。 *小中高生、近隣施設（知的障害、老人）等とも定期的な交流を持っている。

<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>* 玄関にその日の昼食の材料を展示し、昼食後は食事のサンプルに切り替えをするなど園児にとって興味が沸く展示の仕方を工夫している。</p> <p>* おしゃべりBOXという意見箱がを設置するとともに懇談会やアンケート実施、連絡ノートの活用など意見等を汲み取る仕組みがある。</p>
<p>2 サービスの質の確保</p> <p>2 サービスの質の確保</p>	<p>* 保護者の意見に対してその都度対応しているが、意見に関するマニュアル等の整備が十分ではない。</p> <p>* 以上児の保育計画は“気になる子”以外は同じであるため、一人ひとりの子どもに合わせた計画という点が十分ではない。</p> <p>* 個々の保育について様々な配慮や工夫をして取り組んでいるが、組織における標準的な実施方法等が定められていない。</p> <p>* テレビやビデオに頼らず、パズルや絵本などで子ども同士の関係作りができています</p>
<p>3 サービスの開始、継続</p>	<p>* ホームページを作成し、理念や園庭解放などを記載したパンフレットを地区センターに置き、見学者や入園希望者にはしおりにより説明するなど情報を提供している。</p> <p>* サービスの開始にあたり、しおりにより説明会を実施しているが記録等がなく、同意や理解を得る仕組みは十分ではない。</p>
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<p>* 現在新保育指針に基づく保育課程の策定に取り組んでいるが、地域の実態や保護者の意向の反映等については十分ではない。</p> <p>* 沐浴等における支援が必要な子どもに対して指導計画に個別・具体的な支援方法の明記が十分ではない。</p> <p>* 指導計画の策定、評価見直し等についての手順や定めがなく、組織としての体制整備が十分でない。</p>

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
①	理念が明文化されている。	A
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	B
②	理念や基本方針が利用者等に周知している。	B

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	中・長期計画が策定されている。	A
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
①	計画の策定が組織的に行われている。	A
②	計画が職員や利用者等に周知されている。	B

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	B
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	B
③	外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	B

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	C
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
②	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	C
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	C
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	C
②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	B

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
②	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
③	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
④	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	A
⑤	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	A
⑥	発生した事故を把握している。	A
⑦	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	A
⑧	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
⑨	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	B
②	利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
③	施設が有する機能を地域に還元している。	B
④	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	C
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	必要な社会資源を明確にしている。	B
②	関係機関等との連携が適切に行われている。	B
③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	B
④	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
①	地域の福祉ニーズを把握している。	A
②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
①	職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
②	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
③	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	B
④	子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行なっている。	B
⑤	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	C
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	A
②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A
③	子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
④	子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
⑤	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
⑥	沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A

	⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	B
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	C
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	B
	⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。	A
	⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
	⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	B

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	C
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	C
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	C
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	C
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	C
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	⑤ 身近な自然や社会とかがわれるような取り組みがなされている。	A
	⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	A

	⑦ 絵本、物語などに親しみを持ち、文字、言葉、会話などに興味や関心をもてるような配慮がされている。	A
	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	B
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	B
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	B
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。	B
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。	B
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	B
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	B
	② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	B

③ 食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	B
④ 沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	C
⑤ 身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	C
⑥ 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	C
⑦ 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	C
⑧ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
⑨ 子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	C
⑩ 保育計画・指導計画を適切に策定している。	C
⑪ 保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。	C